

## 3 上田市自治基本条例 検証結果資料[中間提言](自治基本条例検証委員会の逐条検証)

検証結果欄： ...条例改正の意見 ...逐条解説への意見 ...意見・要望 ...主な確認事項

条	条文	委員提出意見(理由等)	検証結果
<b>前文</b>			
第1段落	私たちのまち上田市は、北に菅平高原、南は美ヶ原高原などの美しい山々と千曲川をはじめ多くの清流に恵まれた自然豊かなまちであり、信濃国の政治、文化の中心の地と伝承される信濃国分寺跡や国宝安楽寺八角三重塔をはじめ、遺跡や歴史的建造物が数多く残されています。そして、この地を治め、武勇に優れ知将として名を馳せた真田一族発祥の郷でもあります。	まちの自然と歴史に関する記述 歴史的遺産・建造物は保護されているものもあるが、消えていくものの保存も大切	自然、文化などを次世代に引き継ぐことの重要性は第5段落に掲げており、ここでの記述は不要。
第2段落	明治期以降は、先進な蚕種の開発により、全国の蚕糸業を支えた蚕都としての隆盛が礎となり、様々な産業が発展しつつ、児童自由画教育や自由大学など自己教育運動がこの地から派生し、学びへの高い意識が今に受け継がれるなど、歴史と伝統が息づく、文化の薫るまちです。		特段の意見なし
第3段落	近年、少子高齢化の進行や人口の減少とともに、社会情勢が大きく変動する中、様々な社会的課題が生じています。更に、地方分権社会の進展に伴い、私たちはよりいっそう自らが考え行動し、責任を持って課題の解決を図っていく必要があります。		特段の意見なし
第4段落	このような中、上田市は、近接する4つの市町村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くため、平成18年3月6日合併し、誕生しました。		特段の意見なし
第5段落	私たちは、誰もが住み続けたいと思う魅力あふれるまちを創造するとともに、未来を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、より豊かなまちを築いていけるよう、自然や歴史、文化を次世代に引き継いでいかなければなりません。	将来のまちのあるべき姿の記述 中心市街地の空洞化と、合併後の周辺地域の一体化。 中心市街地商店街と市内交通渋滞解消。	社会的課題は第3段落に、また、まちのあるべき姿はこの段落において、それぞれ総括的に述べている。基本ルールを定めた条例に個々具体的課題の記述は合わない。

条	条文	委員提出意見(理由等)	検証結果
第6段落	<p>そのためには、自治の主体である市民、市議会及び市は、市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに認め合い、それぞれの役割と責任のもと、参加と協働により自治を推進し、活力ある自立した地域社会を実現していく必要があります。</p>	<p>・「そのためには…必要があります」を、「そのためには、<u>私たち一人ひとりがまちづくりの主体として市政運営に参画し協働によるまちづくりを進めていくことが何より必要となります。</u>」に修正 (条例条文には参加という言葉はなく参画となっている。参画のほうが意味が分かる。)</p>	<p>「市政運営への参画」だけでなく、市民、市議会及び市が役割と責任を持って、参加を協働による自治を推進することを記述している。</p>
第7段落	<p>私たちは上田市民憲章を尊重し、持続可能な上田市の発展を願い、ここに、本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>・「<u>持続可能な上田市の発展を願い</u>」を、「<u>自主自立のまちづくりに取り組むことを願い</u>」に修正 (市民憲章では、<u>全てまちをつくります</u>となっており、整合させた方がよいと思う。)</p> <p>・この条例は自治の最高規範である旨は、前文には記載されているが、条例条項には出てこない。 (条項として、この条例は、市における自治についての最高規範であり市民、市議会、市はこの条例を遵守しなければならない等条例に記載したらどうか。)</p>	<p>市民憲章は、未来への発展を願う市民の決意の表明として定められたものであり、ここでは、どのようなまちづくりに取り組むということよりも、市民憲章を尊重し条例を制定することを趣旨としている。</p> <p>本条例の最高規範性については、「前文」において宣明していることから、条例の位置付けを規定する第3条では、「自治の基本を定めるもの」とし、遵守や他の条例等における整合について規定している。</p>

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
<b>第1章 総則</b>				
第1条 (目的)	この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の役割並びに市政の基本事項を定め、自治を推進することにより、活力ある自立した地域社会を実現することを目的とします。		・「活力ある自立した地域社会」を「 <u>自主自立のまちを実現する</u> 」に修正 (地域社会という表現より上田市としてのまちを実現する表現が良いと思う。)	「前文」(第6段落)の表現と整合
第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に居住する者 イ 市内に通勤し、又は通学する者 ウ 市内で事業活動その他の活動を行うもの (2) 市 市長その他の執行機関をいいます。 (3) 自治 自らの地域を自らの意思と責任において治めることをいいます。 (4) まちづくり 誰もが住み続けたいと思う魅力あふれる豊かな上田市にしていくための活動をいいます。 (5) 地域コミュニティ 市内において、地縁に基づき自主的に形成された自治会等の団体及び公益性を有する活動を行う団体並びにこれらを含む総体をいいます。 (6) 協働 自立した主体が、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に連携し、協力し合うことをいいます。 (7) 参画 市の政策、施策等の企画又は立案段階から市民が主体的に関わり、行動することをいいます。		・「(1)市民 ア ~者 イ ~者」を、 <u>個人</u> に修正 ・「ウ 市内~もの」を、 <u>市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u> に修正 ・「(2)市 市長その他の執行機関をいいます」を「 <u>基礎自治体としての上田市をいう。</u> 」に修正 (現状でも解るがもう少し分かりやすい表現にしたらどうか。)	個人を指す「者」と、個人のほか団体、事業者等を含む「もの」で区分されている。 本条例は「市民」を広く捉え、具体的な権利や義務の対象として「市民」の範囲を限定する場合は、個々に明確化を図ることとされる。 「基礎自治体」とした場合、議会が含まれるのではないか。
			・市民の定義について 第4条(1)、第29条との「市民」の整合性 (第2条の「市民」と、第4条(逐条解説)「市長と市議会議員を直接選挙する権利を有する市民」とは意味合いが違うと思うが、住民投票の件も含めわかりやすくした方が良いのではないのでしょうか? 又、重要な案件に関するものは住民投票となる、という事ですが、この場合の「市民」は、第2条のアのみとなると、そこに矛盾があるのかどうか?)	「市民」の主な使われ方 ・第4条...自治を推進する主権者 ・第29条(住民投票の実施) ...「住民」を使用し「市民」と区別 ・第30条(住民投票の請求等) ...「選挙権を有する者」として資格を規定 個々のケースでは限定される場合もあるが、本条例上の「市民」は、自治会などの活動以外でも市政やまちづくりに参加・参画する「市民」として、住民だけでなく広く捉えている。 細かく決めるよりざっくりとしたもので良い。
			・市民の定義について 「市民」という言葉が条文により使い分けられているのではないか。「市民」と「住民」の使い分けはしっかり行った方が良い。	逐条解説「市長と市議会議員を直接選挙する権利を有する市民」は、第30条との整合を図る必要があるのではないか。

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
第3条 (条例の位置付け)	この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い、自治を推進します。 2 市議会及び市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図ります。	他条例との整合 (施行後の新設条例) ・上田市暴力団排除条例 ・上田市景観条例 ・上田市議会基本条例	(前文第7段落における「最高規範性」との関連意見)	特段の意見なし
第4条 (自治の基本理念)	本市における自治の基本理念は、次のとおりとします。 (1) 市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに互いに認め合い、参加と協働により自治を推進すること。 (2) 地域の個性及び特性を尊重した地域内分権により地域の自治を推進すること。		・「(1)～自治を推進すること」を、「 <u>市民主体の市政運営を行う</u> 」に修正 ・地域の個性、特性どう違うのか ・「(2)～地域の自治を推進する」を、「 <u>地域のまちづくりを推進する</u> 」に修正 ・基本理念に、「 <u>環境保全、自主自立の市政運営</u> 」等も加えたらどうか (市民は、地域の自治というよりまちづくりとしたほうが分かりやすい。)	条例の基本理念として、市民、市議会及び市に関わるものである。 「自治」とは、第2条の定義により「自らの地域を自らの意思と責任において治めること」とし、「団体自治」と「住民自治」の考え方を併せ持つ一方、「まちづくり」は活動と定義され、区別されている。
第5条 (自治の基本原則)	前条の基本理念に基づき、自治の基本原則を次のとおり定めます。 (1) 人権尊重の原則 ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重すること。 (2) 参加の原則 市議会及び市が、市民の参加のもとで市政を運営すること。 (3) 協働の原則 市民、市議会及び市が、それぞれの役割及び責務のもと、協働してまちづくりを行うこと。 (4) 情報共有の原則 市民、市議会及び市が、市政に関する情報を共有すること。	・上田市人権施策基本方針に基づき、庁内推進体制の整備、市民との連携強化、様々な場における人権教育・啓発の推進	・「 <u>参加の原則</u> 」を、「 <u>市民参画の原則 市民参画を基本とした市政運営を行うこと</u> 」に修正 (協働を基本としたまちづくりを行うことから参画がよい。)	まちづくりへの参加を含め、広い意味で参画ではなく「参加の原則」とされている。

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
<b>第2章 市民の権利及び責務</b>				
第6条 (市民の権利)	<p>市民は、まちづくりに自由に参加できるとともに、市政に参画することができます。</p> <p>2 市民は、市議会及び市が保有する市政に関する情報について知ることができます。</p> <p>3 市民は、法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受けることができます。</p>	<p>市政の参画機会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の附属機関等の委員の公募</li> <li>・市民アンケート</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・広報事業の実施</li> </ul> <p>市政情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報うえだ事業</li> </ul>	<p>・本文の参画の後に「協働」を入れたらどうか。 (協働によるまちづくりを進めていくことから)</p>	<p>権利を行使するかを含め、自らの意思により参加、参画できる権利を規定している。「協働」の使い方は難しく、ここでは必要はない。</p>
第7条 (市民の責務)	<p>市民は、個々の力を生かし、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。</p> <p>2 市民は、市政に関心を持ち、市議会及び市が提供する市政に関する情報を積極的に取得するよう努めます。</p> <p>3 市民は、市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。</p> <p>4 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。</p>		<p>・「3 <u>協働</u>、<u>その他の権利の行使に当たって</u>、」を追加 (市政に参画することのできる権利の行使だけでなく、すべての権利に責任を持たなければならない。)</p>	<p>本条例で規定することが適当な、市の政策の立案、実施等における意思形成に関わる「市政に参画することができる権利」を行使することに対し、自らの発言や行動に責任を持つことを規定している。</p>

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
<b>第3章 市議会の役割及び責務</b>				
第8条 (議会の役割及び責務)	<p>市議会は、直接選挙で選ばれた市議会議員で構成する本市の議事機関として、条例、予算その他の重要事項について、市民の多様な意見が反映されるよう意見の集約に努め、本市の意思を決定します。</p> <p>2 市議会は、執行機関による適正な行政運営を確保するため監視し、けん制します。</p> <p>3 市議会は、政策立案及び政策提言による政策形成機能を強化します。</p> <p>4 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に提供し、意思決定の経過と内容を適切に市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例の制定</li> <li>・議会基本条例で規定する項目の具現化について調査研究</li> <li>・議会報告会の開催</li> <li>・議会だよりの発行</li> <li>・ホームページ</li> </ul>	<p>・新上田市誕生から10年、選出地域、特定分野も必要であるが、将来を視野に入れて活動をお願いしたい。</p> <p>新旧上田市の交通網の整備、交通渋滞と地域格差の解消</p> <p>・「役割」を「権限」に修正</p>	<p>逐条解説について、条例に基づく推進状況の共有化を図るため、「上田市議会基本条例」が制定されたことなど特徴的な取組を加えてはどうか。</p> <p>地方自治法に基づき有する権限だけでなく、市民意見の集約、政策形成機能の強化等の広い役割を規定している。</p>
第9条 (市議会議員の責務)	<p>市議会議員は、市民の代表として、常に自己の見識を高めることにより、広く市民の信託に応え、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行します。</p>		<p>・本文に市民への説明責任、市民との信頼関係の確保、自らの議会活動、市政運営に関する自らの考え等盛り込んだらどうか。</p> <p>(簡単すぎるのでは。)</p>	<p>市議会議員個人として果たすべき責務について、重複した内容を避け端的に規定しており、制定当時に検討が予定されていた「議会基本条例」を尊重する考え方のもとでの規定となっている。</p>

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
<b>第4章 市の役割及び責務</b>				
第10条 (市長の役割及び責務)	市長は、本市を代表し、市民福祉の増進を図るため、誠実かつ公正に市政を運営し、本市の自治を推進します。 2 市長は、必要な財源の確保に努めるとともに、最少の経費で最大の効果が挙がるよう、地域の資源を最大限活用して市政を運営します。 3 市長は、補助機関である職員を適切に指揮監督するとともに、職員を育成します。		・「役割」を「権限」に修正	地方自治法に基づき有する権限だけでなく、他の主体同様、広く役割を規定している。
			・具体的な取組事例が出てくれば、条例が生かされていることが実感として理解できる。	本条は大局的見地から規定している内容であるため、具体的取組は、市の役割・責務や行政運営などの規定につながり易い。
第11条 (市の役割及び責務)	市は、その権限と責任において、多様化する行政の課題に対応するため、適切な施策を講じます。 2 市は、行政への市民の参加を促進するため、多様な制度の整備をします。 3 市は、協働によるまちづくりが進められるための仕組みの整備その他の必要な措置を講じます。	・市民参加の規定 「地域協議会」「総合計画」「財政運営」「付属機関」「説明責任」「応答責任」「意見の公募」「行政評価」 ・協働推進の体制、支援協働のまちづくり指針の策定 地域リーダー育成 等	・「役割」を「権限」に修正	地方自治法に基づく権限だけでなく、適切な施策、多様な制度の整備等、広く規定している。
			・上田市中心部の活性化 原町・海野町などは歴史資産。上田市の観光行政面から、早急な取組が必要。併せて、住居表示の見直しも必要	条例規定上、具体的事項は合わない。
			・「4、危機管理の対策」を追記 (いま、各地で地球の変化や、気象の異変が進んでいる。地震、台風、豪雨、噴火および火災の現況をふまえた対策が急務)	条項の追加 別に「危機管理」に関して追加を検討する必要がある。
第12条 (職員の責務)	職員は、自らを律するとともに、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行し、市民との信頼関係を構築するよう努めます。 2 職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民の一員として、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。 3 職員は、高度化する行政需要に的確に対応するため、職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めます。	・職員提案制度の活用 ・人事考課制度 ・接遇研修の実施 ・市民協働の職員研修	・「全体の奉仕者として」の後に「法を遵守し」を追加 (この条文では全て当たり前のことを条文化してあるが加えたらどうか。)	「法の遵守」は、自らを律するに包含され、また、第19条(行政運営)に市の基本事項として規定されている。
			・H23-H26年度の職員提案が少ない。	職員提案制度では、現場で市政を担う立場から、現況を踏まえ多くの提案を期待したい。「まちづくりに積極的に参加する」とあるが、地域活動への職員の参加が少ないので、努力いただきたい。

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
<b>第5章 地域コミュニティ</b>				
第13条 (地域コミュニティの役割)	地域コミュニティは、自主的及び自立的に活動するまちづくりの重要な担い手として、市民が安心して、心豊かに暮らすことができる地域を自ら形成していく役割を有します。 2 地域コミュニティは、地域住民相互の連携を促進するとともに、地域の課題の解決に向け、必要に応じ、協働してまちづくりを行うよう努めます。	・自治会の相互連携 上田市自治会連合会、 25 地区自治会連合会、 240 自治会(うち認可地縁団体 19) ・NPO 法人 82 団体	・「安全かつ」を追加し「～市民が安全かつ安心して、」に (市の目の届かないような細かい部分での安全確保を図る。例：水路、道路の補修、児童の安全確保、一人暮らし高齢者への配慮等。「安心」は心、「安全」は事象という違いがあり、「安全」が明確に出ていない。) ・「3 危機管理の対応」を追記 地域は、災害、火災などに対応できるよう、安全、安心のまちづくりのため、情報など市との連携が必要になる。 ・第2項「必要に応じ、 <u>中間支援組織を活用しながら、協働して</u> 」を追加する。 (中間支援組織は、個々の間に立ち、互いの活動をより良くするためにサポートする組織。市民の活動を牽引している。)	条項の追加 別に地域として取り組む「危機管理」に関して追加を検討する必要がある。  逐条解説への追加 「中間支援組織」は通称で、まだ市民認知度は低い、法や各種指針等に使われるようになっている。存在も徐々に区別化されているので、逐条解説に、「協働」推進のために活用が有効であることを追加してはどうか。
第14条 (地域コミュニティへの参加)	市民は、地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てよう努めます。	・自治会加入促進 自治会加入促進リーフレット作成、配布。 ・自治会加入率 90.3% (平成 26 年度)	地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加も大事だが、コミュニティへの加入が大事 上田市民となったら自治会には必ず加入を促す根拠として条文が必要 (市民はコミュニティへの参加を通じて、共通の精神を育み、地域の課題に向けて行動することが大事。まず、コミュニティそのものへの参加(加入)を促すことにより自治会加入率も上がる。自治会は他のコミュニティとは違い、行政と地域をつなぐ調整役として長い歴史がある。)  すべての市民が自治会に入会し、活動できるような条文が必要では。 (地域コミュニティとして大きな役割を担っているのが自治会かと思います。)	自治会は自主活動であるべき。加入を義務化、強制すると、自立した活動が行われなくなったり、権利ばかり主張され立ち往生してしまうことが危惧される。  市からの役員選出、配付物が自治会の重荷になっている  逐条解説の追加・見直し 地域コミュニティの中でも、住民に最も身近な組織として大きな役割を担う自治会について、現状と、加入の重要性を言及すべきではないか。 (加入義務化・強制は無理でも、何か必要)

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
第15条 (地域コミュニティへの支援)	市は、地域コミュニティの役割を尊重するとともに、その活動が促進されるよう、公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対し、必要に応じて支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わがまち魅力アップ応援事業補助制度充実</li> <li>・共同集会施設補助制度充実</li> <li>・自治会へ補助金交付</li> </ul>	<p>「市は、<u>市民の地域コミュニティへの参加意識の涵養に努め、地域コミュニティの役割を尊重するとともに</u>」下線部分を追加する。</p> <p>(逐条解説での指摘のとおり、市民の地域コミュニティへの参加希薄化が進んでいる。地域での努力も当然であるが、市の協力も必要である。)</p>	<p>自治会費は負担しない、ごみ・除雪等は自治会任せの現状を変えないといけない。特に、アパート等集合住宅との間に課題が多いため、家主の責任など、市としても検討する必要があると思う。</p>
			<p>・地域支援として、地域活性化のため、市に専門部所(課)を新設してはどうか。</p>	<p>条例施行後、組織改正や地域担当職員の配置等により、支援体制が整えられてきている。</p>
<b>第6章 情報共有</b>				
第16条 (情報の提供)	<p>市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。</p> <p>2 市は、市民から提供された情報を適正に管理するとともに、市が保有する情報の提供に当たっては、市民のまちづくりへの関心が高まるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政情報の提供</li> <li>・広報うえだ</li> <li>・ホームページ</li> <li>・メール配信</li> <li>・ソーシャルメディア</li> <li>・行政チャンネル(テレビ)</li> <li>・有線放送 等</li> </ul>	<p>・マイナンバー制度に関連した文言を入れたほうが良いかどうか。</p> <p>(個人情報の管理面では今年の10月から国全体の動きが大きく変わるので、その制度との調整を図り文言を加える必要があるのではないか。)</p>	<p>第18条(個人情報の保護)の規定や個別条例が整備されていることにより本条の改正は不要だが、適正な情報管理とともに、制度や手続に関する相談体制の充実に配慮されたい。</p>
			<p>・「防災、安全安心」に関わる情報共有の条文を入れる。</p> <p>例えば「市が保有するまたは知り得た市民の健康、生命にかかわる情報を可能な限り速やかに市民に提供するよう努める」</p> <p>(市が提供する情報で最も重要なのは「安全に、安心して暮らすための情報」であり、防災情報や災害時の情報だと思う。第16条の内容に含まれているとも考えられるが、東日本大震災後の市民の意識変化を考慮すると、明記したほうが良いと思う。ただし、防災については、市というより広域連合の担当する領域なので、関連するのか検討が必要だと思う。)</p>	<p>条項の追加</p> <p>別に「危機管理」に関して追加を検討する必要がある。</p>
			<p>・地域内や市民同士の情報は重要だが、現状ではそれを共有する手段に乏しく本条例に規定もない。条文又は逐条解説への何らかの追加が必要ではないか。</p>	<p>市民を情報提供者として義務等を規定するのは難しいため、逐条解説において、市民同士の情報共有の重要性を記述する。</p>

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
第17条 (情報の公開)	市議会及び市は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。	・情報公開制度による開示		特段の意見なし
第18条 (個人情報の保護)	市議会及び市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、必要な措置を講じます。	・個人情報保護制度による開示	「2 個人情報の開示」を追記 (高齢化社会のいま、福祉の充実、災害等の対応をふまえ、必要により開示する旨の条文を加える。)	「個人情報の開示」も「個人情報の取扱いについて、必要な措置を講じる」ことに包含される。開示可能な場合は、法令や条例の下で取り扱われている。
<b>第7章 行政運営</b>				
第19条 (行政運営の基本)	市は、次に掲げる事項を基本として、行政運営を行います。 (1) 法令等を遵守し、倫理の保持に努め、市民に信頼されること。 (2) 市民の要望を的確に把握し、速やかに政策等に反映すること。 (3) 質の高い行政サービスの提供に努め、市民の満足度の向上を図ること。	・第26条(応答責任)	・「行政運営」を「市政運営」に修正 (第6章まですべて市政運営という言葉で統一している。)  ・組織も加えたらどうか 「市長は、政策を着実に実現するため簡素で機能的かつ、市民にわかりやすい組織の編成、常に見直すこと」等市は効率的かつ効果的な組織で運営する。 (市政運営にとって重要な体制整備である組織の規定についても条項に入れる。)	全般に、市民の参加対象として特定される規定では「市政」を用い、市や市議会を主体とする場合は「行政」とも捉えられるが、不一致も見受けられる(例:11条2項「行政への市民の参加」、16条1項「市政への市民の参加」)。但し、市条例の中での規定なので、ここでの「行政」は「市政」と読める。  組織についても「政策等への反映」に含まれるものと考えられる。
第20条 (地域内分権の推進)	市は、地域の個性及び特性を尊重し、地域の力が発揮されるまちづくりが行われるよう、必要な体制の整備に努めます。 2 市は、地域の重要事項の決定に市民の意見を反映するための附属機関を設置します。 3 市は、前項の附属機関の設置及び運営に当たっては、地域の意見が集約される仕組みの構築に努めます。	・地域内分権推進体制 住民主導の新たな地域経営推進 活動支援拠点整備 地域予算制度確立 地域の自治を補完・支援する市の体制確立 ・市民意見反映の付属機関設置 9つの地域協議会設置 ・地域意見の集約 地域協議会の意見	・地域内分権を推進する際、上田市としての一体感を損なわないような記述を追加する。例えば「市は、 <u>全市としての一体感を保ちつつ</u> 、地域の個性及び特性を尊重し、…」 (地域内分権について、全市の施策と地域独自の施策が、どこまでどちらの領域なのかあいまいで、二重行政のようなイメージがある。あまりに地域内分権を強調しすぎると、合併したメリットの一つである効率化と市民の一体感が損なわれる危険がある。)	新たな住民自治は、市民の声からの取組ではない点で機運の高まりに欠けるが、推進による負担増などのマイナス面を覆すプラス面を示すとともに、合併のメリットが薄まることないようにバランス良く進めることが大切。  地域協議会を想定した「付属機関を設置」という規定が、ここだけ具体的に違和感があり、また、今後も地域協議会が中心的組織という印象を持たれる。  条文の追加・見直し 目指す取組(住民自治組織設立)に合った規定が必要ではないか。  第13条(地域コミュニティの役割)へ追加。

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
第21条 (総合計画)	<p>市は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、総合計画を策定し、その実現を図ります。</p> <p>2 市は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。</p> <p>3 市は、前2項の計画の策定及び見直しに当たっては、市民が参画するための必要な措置を講じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次計画策定作業</li> <li>・審議会への諮問</li> <li>・市民アンケート</li> <li>・まちづくり懇談会</li> <li>・まちづくり座談会</li> <li>・分野別意見聴取</li> <li>・地域まちづくり方針の見直し(地域協議会)</li> </ul>	<p>・「その実現を図ります」を、「計画的な市政運営を行います」に修正</p> <p>(自治の基本理念、自治の基本原則及び市政運営の基本原則に則った総合的な指針が総合計画であると思う。)</p>	<p>前段で「総合的かつ計画的にまちづくりを行う」との規定がある。</p>
第22条 (財政運営)	<p>市は、財政状況を的確に把握し、持続可能な財政運営を行うことにより、財政の健全性を確保します。</p> <p>2 市は、財務等に関する資料を作成し、財政運営の状況を分かりやすく市民に公表するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政計画の策定</li> <li>・長中期財政見通し作成に向けた検討</li> </ul>	<p>・「市は」を、「市及び市議会は」に修正</p> <p>(この項は、市議会も含めるべきではないか。)</p>	<p>市議会は、財政運営の主体ではなく、そのチェック機能を持つもの。</p>
第23条 (附属機関)	<p>市は、附属機関の委員の選考に当たっては、中立性、公平性及び専門性に配慮するとともに、積極的に市民を公募するよう努めます。</p> <p>2 市は、附属機関の会議を原則として公開します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の選考</li> <li>・原則公募実施</li> <li>・女性登用 40%以上</li> <li>・会議の公開</li> <li>・会議の傍聴</li> <li>・会議概要の公表</li> </ul>		<p>特段の意見なし</p>
第24条 (行政手続)	<p>市は、市民の権利利益を保護し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続法、行政手続条例に基づく審査基準の公表</li> <li>・審査基準・処分基準の再調査等</li> </ul>		<p>特段の意見なし</p>
第25条 (説明責任)	<p>市は、行政に関する事項について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会開催</li> <li>・計画素案説明会</li> </ul>		<p>特段の意見なし</p>

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
第26条 (応答責任)	市は、市民から提出された意見、提案、要望等(以下「意見等」といいます。)について、適切に応答します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴制度による応答</li> <li>・地区自治会連合会等との懇談会</li> <li>・自治会要望回答</li> <li>・地域協議会提案事項</li> </ul>		特段の意見なし
第27条 (意見等の公募)	<p>市は、行政に関する事項について、市民の意見等を公募するよう努めます。</p> <p>2 市は、公募により提出された意見等を尊重し、意思の決定を行うとともに、その意見等の概要及び市の考えを市民に公表するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント制度化の検討</li> <li>・パブリックコメント実施 H24年度 4件 H26年度 9件</li> </ul>		パブリックコメント制度化の必要性を認め、見通しを持てるなら、早期に進めるべき。
第28条 (行政評価)	市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、政策等に反映するよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加による行政評価の実施</li> <li>・庁内事業仕分け実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者による評価方法 (条文を遵守し、市民が参加できる第三者による評価方法を取り入れるようにしたらどうか。)</li> </ul>	過去2回「市民による事業評価」が実施されている。

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
<b>第 8 章 住民投票</b>				
<p>第 29 条 (住民投票の実施)</p>	<p>市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。</p>		<p>・住民投票の投票年齢、投票資格について</p> <p>18歳以上を条例検討委員会委員は希望した。選挙人名簿等新たに作らなければならない等の理由により20歳以上となった。来年より18歳以上の投票権が生じることにより変更を求める。</p> <p>来年より選挙年齢が引き下げられるため、上田市でも同様に、18歳以上は選挙権という権利がきちんと認められるようにすべきか。</p> <p>2条文中「投票資格」を具現化するため削除し、「3.住民投票は市政選挙権を有する住民によって実施する」を追記。(住民のくらしが変わり、将来の市政を展望する上で住民投票も重要になる。投票資格を具体的に明示を必要とするが、選挙法の改正により18歳以上の明示は不要。)</p>	<p>投票年齢について</p> <p>公職選挙法の改正により年齢18歳以上の者が選挙権を有することとなり(H28.6/19～)、条例制定の直接請求権も有することとなる。住民投票の実施に必要な事項は、その都度条例に定めることとなるが、18歳以上が選挙権を有するようになることで、投票権も基本的にこれに準じることが見込まれる。</p>
<p>第 30 条 (住民投票の請求等)</p>	<p>本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、法令の定めるところにより、直ちに請求の要旨を公表するとともに、意見を付けて、これを市議会に付議しなければなりません。</p> <p>3 市長は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することができます。</p> <p>4 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することができます。</p>		<p>・常設型について</p> <p>住民投票が行われるという事は、市政における重大な案件であり、よほどの事がない限りは行われるとは考えられない。だからこそ、常設型にして迅速に行えるようにする必要があると考える。</p> <p>個別型、常設型いずれも、民主主義実現の制度だと思えますが、現在の上田市には、常設型がよるしいのではと思います。(合併後、上田市政に、いろいろな意味で、距離を感じていらっしゃる方々、18歳以上の方々にとりましても、意思表示しやすくなるのでは、と思いました。永続的ということではなく、見直し、検討していけばよるしいのではないかと思います)</p> <p>・個別型について</p> <p>開票要件などもその都度決めるとすると、市長、市議会に有利に動く可能性はあるのかどうか？</p>	<p>常設型について</p> <p>常設型と個別型とでそれぞれ長短認められるが、本条例施行後に住民投票に係る事例も認められない中で、ここで常設型への改正の必要性を明確にするのは難しい。長と議会の二元代表制を基本に、これを補完する制度として位置付けた制定当時の考え方に従うことが適当である。</p>

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
<b>第9章 協力、連携、交流等</b>				
第31条 (国及び県との協力)	市議会及び市は、本市が国及び県と対等な立場であることを踏まえ、国及び県と適切な役割分担のもとで相互に協力します。	・権限委譲		特段の意見なし
第32条 (他の地方公共団体等との連携)	市議会及び市は、広域的課題又は共通する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、協力します。	・定住自立圏 ・大学連携 ・長野市・松本市との連携 ・災害時相互応援協定 ・上田地域広域の連携		特段の意見なし
第33条 (市外の人々との交流)	市民、市議会及び市は、市外の人々との交流を通して連携を図るとともに、その交流から得られた識見、提言等を本市のまちづくりに生かすよう努めます。	・ふるさと寄付金 ・新幹線金沢延伸の観光客誘致 ・東日本大震災被災者支援 ・NHK 大河ドラマ「真田丸」放送にかかる取組		特段の意見なし
第34条 (多文化共生)	市民、市議会及び市は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重し合うよう努めます。	・外国籍市民への支援の充実 ・外国籍市民の自立支援と社会参加の促進		特段の意見なし

条	条文	取組事例等	委員提出意見(理由等)	検証結果
<b>附則</b>				
1 (施行期日)	この条例は、平成23年4月1日から施行します。			特段の意見なし
2 (条例の見直し)	市長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを行うものとし、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。	・検証委員会による検証の実施	・見直し期間について 市長、市議会議員の任期は4年である。いま、社会が変貌する時代を踏まえて、期間の見直しも必要と思われる。	社会情勢変化への対応の必要性、総合計画(基本計画)の期間、市長及び市議会議員の任期などが勘案されており、現状どおりで良い。

## その他、意見

【条例全般について】

- ・ 条文は理想的なあり方を表現してあって良いと思います。この理想に向かって動いてゆくには、どうしたらよいか問題だと思います。
- ・ 自治基本条例は市政の原点である。いま、進んでいる分野もあるが、進んでいない分野もある。「真田丸」が28年より全国放送され、上田市は全国より注目される。「いつ」「だれが」「何を」「どうする」の原点に立ち、街づくりを進めたいと考える。
- ・ 逐条解説を見れば思っていることがほとんど網羅されていると思いますが、やはり条文条項で解釈される方が良いと思います。
- ・ この条例は、市民、市議会、行政にとって有益なものとなっているでしょうか？ 具体的な例などがあれば、聞かせていただきたいと思います。

【検証について】

- ・ 自治基本条例は、例えば大木の幹であり、幹があるからそこから枝葉がたくさんできる。検証も細かいところに囚われるのではなく、このイメージを持って進めれば良い。
- ・ 住民の代表の一方的な意見だけでなく、自治への取り組みを調整してきた上田市の担当部署として見直すべき項目などあれば、提案していただき、委員のみんなで検証できたらさらに良いと思います。
- ・ 検証にあたり、担当職員の意見聴取ができるようであれば、それも検証方法の一つではないかと考えます。
- ・ 今回の検証は条例制定から現在までに変わった社会状況と照らし合わせて、その時代に適合しているかを確認することとすれば、この4年間に変わった地域社会を取り巻く環境を考慮する必要があると思います。私なりに感じている変化は次の3点です。

東日本大震災を機に、国民の防災意識が高まった。

政権が民主党から自民党安部政権に代わり、地方一括交付金の廃止など地方分権についての機運が後退してきている。

アベノミクスでの経済の好調が報じられているが、上田地域においては、まだまだ実感がなく、物価の上昇によりかえって生活が苦しくなっている。そのため、市民同士の協力の重要性は感じてはいるが、人のことまで考えられないという内向きな風潮が大多数を占め、協働にとってマイナスになっている。

- ・ 正直、何をどのように検証していくのか良く解らない。条例条項ごとに取組状況、課題、問題点などを検証していくのか。  
自治基本条例に関連する上田市の制度が条例の趣旨に沿ってきちんと取り組まれ、条例に規定されている市の制度がきちんと運営されているか検証するのか。  
条例の趣旨、市民の権利という視点からの市の制度、事業を検証していくのか。評価と検証、評価から話していくうちにその問題点についての成果にも関係してくる。条例はどんなことを期待したかといった議論、どんな効果を期待したのか、条例の趣旨視点の検証、条例そのものの見直しにつなげていくということでしょうか。  
会議の進め方については、条例を主として議論していくことになっていますが、市民意見の把握とか情報の提供等それぞれ条文に様々な規定があり、これによる制度が適正に運営されているか、事業評価でなく条例の視点からみていくということでしょうか。

【条例の認知度について】

- ・ 自治基本条例の市民への周知 果たして何%の市民が知っているか。条例自体認知度、PR
- ・ 市民の認知度がとても低いと感じます。この条例は、いわば理念条例ですから、抽象的で良いと思います。一般的であることが大切だと思うので、分かりやすく、優しい文面であれば良いと思います。